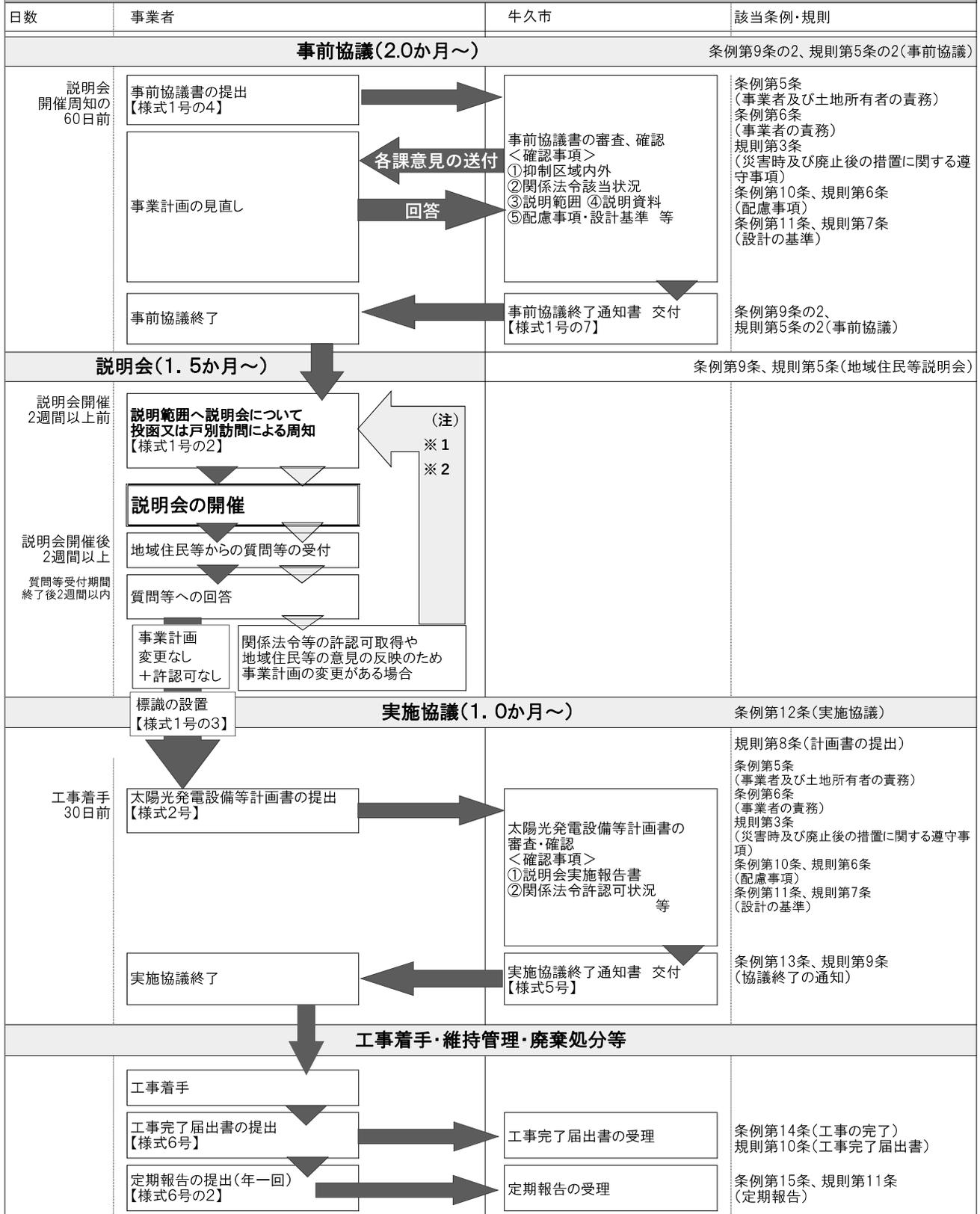


「牛久市太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例」
 手続きフロー図(令和8年6月1日施行以降)

ver.1 令和8年2月19日



※1: 施行規則第5条に基づき、説明会は地域住民等からの質問及び意見に対応できるよう十分な回数を開催すること。

※2: 関係法令等の許認可取得をする場合、許認可取得の前後計2回の説明会開催が必須となる。